

成人発達障害者支援の取組み事例とわが国の今後の課題

山 本 真生子

- ① 発達障害は、うつ病、ニート・ひきこもり、不安定就労、いじめ、児童虐待等、様々な社会問題の一因となっており、発達障害に対する社会的関心も急速に高まっている。しかし、政策的取組みは現状に追いついていない。とりわけ、発達障害児の問題に比べ、成人の発達障害の問題は今なお社会的認知に乏しく、支援も不十分である。本稿では、平成20年12月に行った現地調査に基づき、成人発達障害者支援の先進的・ユニークな事例を紹介し、わが国における今後の支援のあり方について考察する。
- ② 佐賀県は、発達障害者支援の先進自治体の一つであり、顕著な支援実績を有するNPO法人と協力する等、官民の有機的な連携により支援体制を充実させた。乳幼児期から成人期までの全ライフステージに切れ目なく対応した継続的支援を基本理念とし、成人後の支援にも力を入れている。県内の民間支援団体であるNPO法人「それいゆ」は、アメリカのノース・カロライナ州の発達障害者支援プログラム TEACCH の支援手法を用い、発達障害者に適した環境を整える等の支援により、彼らが障害を持ったままで自分らしく生きる手助けをしている。成人向けには相談支援、就労移行支援、生活介護等を行っている。また、「それいゆ」に委託されている県の発達障害者支援事業のうち、県庁業務を材料に県庁舎内で行う就労訓練「チャレンジド・ワークステーション」はユニークな取組みの一つである。
- ③ 福岡市立心身障がい福祉センター「あいあいセンター」は、成人発達障害者を対象に「社会生活力ハビリテーションプログラム」を実施している。これは、成人発達障害者の脳機能の「発達し直し」を促すことで、社会性や生活能力を獲得させる支援である。プログラム中の「グループ訓練」は、高次脳機能障害のリハビリテーション・トレーニングを援用したソーシャルスキル・トレーニングであり、同センターが独自に開発し試行錯誤の中で実践している珍しい取組みである。
- ④ いずれの発達障害者支援も、地域に根差しつつ、障害者個々人に対するきめ細かな共感を通じて行われている。こうした支援現場からの生きた声を汲み取りながら、国と地域がそれぞれに適した役割を担い、支援体制を充実させることが大切である。発達障害者支援は、社会問題の軽減や、発達障害者の能力の社会的還元等につながり、障害者と社会の両方にとって有益である。現在は手薄い成人発達障害者支援の今後の課題は、啓発、人材育成、全国の各地域における支援体制の構築・地域間格差の解消、就労支援・生活支援・心理的ケアを含む幅広い支援への取組み、効果的な支援手法の検証、さらにこれらを制度化する立法上の措置等、多岐にわたり山積している。

成人発達障害者支援の取組み事例とわが国の今後の課題

社会労働課 山本 真生子

目 次

はじめに

I 成人の発達障害をめぐる諸問題

- 1 発達障害と現代の社会問題
- 2 発達障害に対する認知と取組みの現状
- 3 発達障害とは何か
- 4 成人の発達障害について

II 佐賀県における成人発達障害者支援

- 1 行政と民間団体の連携による支援体制
- 2 NPO 法人「それいゆ」
- 3 佐賀県による成人発達障害者支援

III 福岡市立心身障がい福祉センターによる成人発達障害者支援

IV 成人発達障害者支援のあり方についての考察

- 1 理論・手法の多様性と共通性
- 2 国と地域の役割
- 3 成人発達障害者支援の意義と課題

おわりに

はじめに

発達障害は、うつ病、ニート・ひきこもり、不安定就労、いじめ、児童虐待等、様々な社会問題の一因となっており、発達障害に対する社会的関心も近年急速に高まっている。しかし、政策的取組みは現状に追いついていない。とりわけ、発達障害児の問題に比べ、成人の発達障害の問題は今なお社会的認知にも支援体制の整備にも乏しい。

本稿では、平成20年12月に行った現地調査に基づき、成人発達障害者支援の先進的あるいはユニークな事例である、①佐賀県（県庁、県発達障害者支援センター、NPO法人「それいゆ」）及び②福岡市立心身障がい福祉センター「あいあいセンター」の取組みを紹介し、わが国における今後の支援のあり方について考察する。①の佐賀県は、行政と民間団体とが連携し、乳幼児期から成人期までの全ライフステージに切れ目なく対応した発達障害者支援体制を整備している。②の福岡市立心身障がい福祉センターは、成人発達障害者を対象とした独自の支援システムを開発・実践している。

I 成人の発達障害をめぐる諸問題

1 発達障害と現代の社会問題

発達障害は、多くが先天的な脳機能・認知機能の障害であり、その結果、コミュニケーション、社会性、行動等に障害が生じるものである。例えば、「広汎性発達障害」と呼ばれるものは、自分の意思を適切な方法で伝えることができない、言外のニュアンスを理解することができない、他者の感情を想像することが不得手である、臨機の柔軟な対応ができない、狭い範囲の関心

事に極度のこだわりを示す等の特性が顕著であり、そのため、対人関係や社会生活に問題を抱えることが多い。

発達障害は、現代の様々な社会問題の一因として注目されている。

うつ病をはじめとする精神疾患は、今や深刻な社会問題である。そして、その中には、発達障害の二次障害が確実に含まれている。二次障害とは、発達障害者がその障害に合った適切な環境を得られなかった結果、もともとの障害とは別に、新たに二次的な情緒や行動の問題・障害を引き起こしてしまうというものである。うつ病を患った成人が病院を受診したところ、発達障害者であることがそこで初めて判明した、という話はしばしば耳にする。

ニートの中には、発達障害の疑いのある者が一定程度含まれていると見られる⁽¹⁾。すなわち、発達障害のために社会とのかかわりが困難となり、社会生活に参加できなくなっているのである。ひきこもりについても同様のことが指摘されている。失業や頻繁な転職等の不安定な就労状況にある人の中にも、発達障害が原因で、1つの仕事を持続することができないという事情を持つ人が存在する。また、福祉支援の現場で活動する人々は、ホームレスの中に発達障害者が含まれていることを実感しているという⁽²⁾。各地の自治体を悩ませるゴミ屋敷問題にも、発達障害が原因となっているものがあると見られる⁽³⁾。

さらに、とりわけ近年、犯罪の被疑者・被告人が発達障害者であると鑑定されるケースが続いている⁽⁴⁾。ここで留意すべきなのは、発達障害と犯罪性向とに直接関係がある訳ではないことである。「発達障害者は犯罪者になり易い」というレッテルが貼られることは決してあってはならない。しかし、発達障害を持って生まれ

(1) 「ニートに「発達障害」例 就労支援策見直しへ 厚労省」『読売新聞』2006.8.24. 臨床現場では、以前から、発達障害とニートやひきこもりとの関係が指摘されていた。

(2) 福岡市立心身障がい福祉センター「あいあいセンター」永吉美砂子リハビリテーション課長から聴取。

(3) NPO法人「それいゆ」江口寧子理事長から聴取。

た人が、周囲の理解や適切な対応を欠く環境に置かれた結果、社会不適応やパーソナリティー上の問題に陥り、反社会行為へと追い込まれる可能性があるという現実、直視する必要があるだろう。

発達障害児、すなわち発達障害を持つ児童に関しては、教育現場における彼ら自身の不適応行動が最も注目されているところであるが、発達障害児がいじめに遭いやすいこともしばしば指摘され、いじめ問題を考える上での一要素となっている。不登校と発達障害との関連も指摘されている。その他、児童虐待のような社会問題の背景として、被虐待児が発達障害を持つケースがあることも少なくない。発達障害児の育てにくさゆえに、追い詰められた親が虐待に及ぶことが、実際に起こっている⁽⁴⁾。また、虐待を受けている発達障害児の親もまた発達障害者であり、子育てに人一倍の困難を覚えている、というケースも存在する。これら発達障害児の問題は、成人後を含む将来的な二次障害の問題にもつながっていく。

2 発達障害に対する認知と取り組みの現状

このように、発達障害は現代の社会問題の諸相に深くかかわっているが、わが国における発達障害への社会的認知と政策的取り組みは遅れている。この10年強の間に、ようやく発達障害の存在が世間一般にある程度認知されるようになったばかりである。平成16年12月には、超党派の議員連盟所属の国会議員らによる議員立法で発達障害者支援法(平成16年法律第167号)が成立し、平成17年4月に施行された。それまで、障害者支援制度の「谷間」に放置されて

きた発達障害者が、支援対象として法的に位置付けられた意義は大きい。ただし、同法は、発達障害者支援の必要性という理念を掲げた、いわば啓発のための法としての性格が強く、支援の詳細や手続き等をこと細かに定めたものではない。支援の責務を負うのは国及び自治体であるが、国による本格的な取り組みは始まったばかりである。また、自治体における支援体制の整備状況にはばらつきがある。予算や人員の確保がまだ十分ではない自治体も多い。

しかしながら、近年、日本では発達障害に対する社会的関心が非常に高まっている。上述のような様々な社会問題をはじめ、我々の日々の生活や人間関係の中で、発達障害者をめぐる問題の存在が実感されるようになってきたからであるともいえよう。家庭、学校、職場等において適応上の問題を抱える人々に関して、「発達障害ではないか」という本人または周囲の人間からの医療機関や福祉行政窓口等への相談も増えている。

3 発達障害とは何か

ここで、発達障害とはどのような障害であるかを概観しておく。

冒頭に述べたとおり、発達障害は、多くが先天的な脳機能・認知機能の障害であり、その結果として、コミュニケーション、社会性、行動等に問題が生じるものとされている。障害は基本的に生涯にわたる。脳機能・認知機能の障害であること自体は判明しているものの、その原因やメカニズムについては解明されていない。

また、発達障害という概念には現在、統一された定義や範囲は存在しない。多様な捉え方

(4) 藤川洋子「発達障害と少年非行」『障害者問題研究』37(1), 2009.5, p.39; 東誠「児童精神科臨床から成人期臨床に求めるもの—医療的視点から—」『臨床精神医学』37(12), 2008.12, pp.1575-1577. 司法の現場では、発達障害者が示す特有の「周囲からは了解し難い犯罪」の理解の困難さが問題となっている。市川宏伸「発達障害者施策検討会に代表がない」『朝日新聞』2010.3.13.

(5) 逆に、児童虐待の結果として発達障害に類似した反応性愛着障害(不適切な養育の結果として出現する児童の社会・対人関係上の問題行動)が生じるのである、との指摘もある。杉山登志郎『子ども虐待という第四の発達障害』学習研究社, 2007. 等。

があり、専門家らによっても様々な使い方がなされている。発達障害者支援法に定義される発達障害は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」(第2条)である。以下、①自閉症、②アスペルガー症候群、③学習障害、④注意欠陥多動性障害につき、その一般的な特徴を説明する⁽⁶⁾。

- ① 自閉症は、次の3つの特徴を有するものである。(a) 社会性の障害(他者の立場に立って考えることの困難、他者との距離のとり方の偏り、社会的ルールなど暗黙の了解事項の理解の困難等)、(b) コミュニケーションの障害(自分の感情・意図を表現することの困難、話し言葉など聴覚情報の理解の困難、意思疎通の困難等)、(c) 特異な行動パターンと想像力の障害(物の位置や手順に対する極度のこだわり、特定の事柄に限定された強い関心、想像や抽象化の困難、急な変化・変更への対応の困難等)。また、言葉の発達の遅れが見られるのも自閉症の特徴である。知的障害を伴うケースもあれば、全く伴わないケースもある。
- ② アスペルガー症候群は、自閉症と同じような特徴を有するが、自閉症とは異なり言葉の発達の遅れを伴わない。ゆえに、しばしば「表面的なコミュニケーションは流暢であるが、言葉の裏のニュアンスを理解できない」等のかたちで特徴が現れる。また、知的障害を伴わない。障害が比較的発見されにくいことから、周囲からは「我儘な子ども」「変わった人」等の否定的な評価を受けるのみで、適切な理解や対応を得られないことも多く、本人も周

囲も障害と気づかぬままに、二次障害を深刻化させ易い。このアスペルガー症候群を含む広義の自閉症症状が、現在、「広汎性発達障害」と定義されている。

- ③ 学習障害は、知的な遅れがないにもかかわらず、「読み」「書き」「計算」(文部科学省の定義⁽⁷⁾では、加えて「聞く」「話す」「推論する」)のいずれかに著しい困難を伴うものである。
- ④ 注意欠陥多動性障害は、(a) 不注意(1つのことに集中できない、注意が持続しない、忘れ物・失くし物が多い、ケアレス・ミスが多い)、(b) 多動性(じっとしてられない、落ち着きがない、多弁)、(c) 衝動性(考えるよりも先に行動する、周囲の刺激に過度に反応する、計画的に順序よく物事を進めることが不得手)の3つの特徴が、長期にわたり、年齢相応以上に顕著に見られるものである。片付けが苦手である、やるべきことを先延ばしにする、時間に遅れる等の特徴が現れることも多い。学習障害や注意欠陥多動性障害もまた、自閉症やアスペルガー症候群と同様、周囲からの不適切な対応、否定的な評価や非難を受け続けることに起因する二次障害の危険性を孕んでいる。

ただし、実際の発達障害者は、百人百様とあってよいほど個別の特徴を呈している。また、必ずしも自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害等のうちの1つにのみ該当する訳ではなく、複数のものが併存していることもあるのが実態である。

4 成人の発達障害について

発達障害は、とりわけ児童の問題として教育現場で注目されてきた。それに比べると、成人の発達障害は社会的認知に乏しく無視され易

(6) 『発達障害者の就労相談ハンドブック』ジョブコーチ・ネットワーク、2009、pp.12-18; 『発達障害を理解するために一支援者のためのQ&A』(障害者職業総合センター職業センター実践報告書 No.14) 高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター職業センター、2005、pp.15-18。

(7) 学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議「学習障害児に対する指導について(報告)」1999.7.2。〈http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/002.htm〉

い。今なお、発達障害といえば「子供の障害」であるとの認識を持っている人も少なくない。また、実際の支援も発達障害児に対するものに偏りがちである。医療機関も、多くが児童への対応に手いっぱい、成人への対応は遅れている⁽⁸⁾。発達障害者支援法も、就労支援に関する規定（第10条）や、成人を含む発達障害者の地域生活支援に関する規定（第11条）、権利擁護に関する規定（第12条）を設けてはいるものの、全体的に、児童の発達障害の早期発見、早期の発達支援に重点を置いた内容になっている。

一般に言われるように、発達障害が早期に発見され、早くから適切な支援を受けることにより、将来の社会適応が容易になるのは事実である。早期発見・早期支援は、今後の取組みとしては最重要の事項である。しかし、早期から支援を受けても、成人期に達した途端に支援が途切れてしまったのでは、結局は社会に適応できなくなるおそれがある。さらに、早期発見・早期支援の機会を得ることができずに成人した発達障害者も多い。このような成人発達障害者たちが現在、様々な社会問題の一因を成しているものであり、彼らに対する取組みもまた極めて重要である。

特に、早期発見・早期支援の機会なく成人した発達障害者が、社会福祉から大きく取り残されている実状は放置されてはならない。自分が発達障害であることを知らずに苦労しながら成長し、成人後も引き続き発達障害ゆえの苦労を抱え続けるのに加えて二次障害を患い、過去の心的外傷にも悩まされる成人発達障害者の「どうにかして欲しい」という切実な声は、方々で聞かれる。

発達障害児支援に比べて遅れている成人発達障害者支援の充実を求めるこうした当事者からの要望は強い。

厚生労働省は現在、都道府県等が設置する発達障害者支援センターの整備を図っているところであり⁽⁹⁾、同センターの業務には、成人発達障害者に対する就労支援や相談も含まれる。また、同省やその所管の独立行政法人等は、発達障害者の就労支援モデルを模索している段階である。さらに、平成20年度からは、同省の研究事業により、成人発達障害者の就労、精神保健福祉、精神科医療等のネットワーク支援の研究も開始された⁽¹⁰⁾。

他方、自治体による成人発達障害者支援については、体制を整えている自治体がある一方で、まだ取組みの進んでいない自治体もある。

II 佐賀県における成人発達障害者支援

1 行政と民間団体の連携による支援体制

佐賀県は、発達障害者支援の先進自治体の一つである。同県が発達障害者支援を充実させた最大の理由は、NPO法人「それいゆ」の存在にある。「それいゆ」は、佐賀県内の発達障害者とその家族を支援する民間団体であり、幅広い支援活動を展開してきた実績を有する。行政もまた、同法人に事業を委託するなど積極的に協働することにより、佐賀県の現在の支援体制が構築されたのである。県が「それいゆ」に委託して平成19年度に開始した「佐賀県発達障害者地域支援拠点整備事業」（後述II-3-(2)）により、県内の発達障害者支援の仕組みは一通り整備された。同事業の中で、平成20年2月

(8) 「発達障害とともに 上 生きづらさ なぜなのか 診断受けぬまま大人に」『朝日新聞』2008.3.19.

(9) 内閣府『障害者白書』平成21年版, 2009.7, p.102.

(10) 『青年期・成人期の発達障害に対する支援の現状把握と効果的なネットワーク支援についてのガイドライン作成に関する研究—平成20年度総括・分担研究報告書』（厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業）近藤直司, 2009; 『青年期・成人期の発達障害に対する支援の現状把握と効果的なネットワーク支援についてのガイドライン作成に関する研究—平成21年度総括・分担研究報告書』（厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業）近藤直司, 2010.

から県庁内で実施されている発達障害者就労訓練「チャレンジド・ワークステーション」(後述Ⅱ-3-(3))は、自治体業務を就労訓練に用いる全国初の試みとして注目されている。

医療の面では、県内の国立病院機構肥前精神医療センターが発達障害の専門外来を有し、発達障害の診断及び医療的支援を行っている。その主たる対象は児童であるが、成人も受け入れている。ただし、県内の発達障害診断が同センターに集中するため、受診の2～3か月待ちが常態化している。また、同センターは発達障害児の養育者等を対象に学習プログラムを実施している。

このような県全体の官民による発達障害者支援活動をコーディネートしているのは、平成15年4月に設置された佐賀県発達障害者支援センター「結(ゆい)」である。発達障害者支援センターは、発達障害者支援法に規定されている機関(第14条)であり、発達障害者への支援を総合的に行う地域拠点である。佐賀県の「結」は、相談支援、発達検査、療育、研修・普及啓発等の支援活動を、他の県立施設や民間団体と分担・連携して有機的に行っている。

このように、発達障害者支援体制の充実している佐賀県ではあるが、同県においても、発達障害に対する県民の認知度には地域差がある。例えば、発達障害者支援センター「結」への登録者数は、同センターから遠い地域ほど少ない。特に、同センターが県東部に位置していることから、県西部の居住者の登録が少ない。ただし、古川康佐賀県知事の маниフェスト⁽¹¹⁾に基づき、「佐賀県発達障害者地域支援拠点整備事業」の一環として、平成21年度に県内5福祉圏域に専門相談窓口を置いたことにより、居住する地域での相談が可能となり、格差解消に役立っている⁽¹²⁾。

2 NPO 法人「それいゆ」

(1) 概要

NPO 法人「それいゆ」は、平成13年、自閉症協会佐賀県支部が母体となって設立された。佐賀県内の発達障害者とその家族への地域支援活動を行うことを目的とする。スタッフ数は約60人。全国的に見ても先進的な、充実した規模と方法論とを持つ支援団体である。その基本理念は、乳幼児期から成人期までの全ライフステージに切れ目なく対応した継続的な支援を行うことである。

「それいゆ」が用いる発達障害者支援の手法は、TEACCH (Treatment and Education of Autistic and related Communication handicapped Children: 自閉症及び関連するコミュニケーション障害の子どものための治療と教育)の手法を取り入れたものである。TEACCHとは、1960～70年代にアメリカ合衆国のノース・カロライナ州で開発された、同州における自閉症の人とその家族、関係者、専門家等を対象とする包括的な支援プログラムのことである。TEACCHは、その名称が示すとおり、もともとは自閉症児の療育のためのプログラムであった。その後、漸次発展して支援対象やサービス内容を拡大し、成人後の生活支援や就労支援等にも適用可能なものとして現在に至っている。現在、TEACCHの支援手法は日本を含む世界各国・地域で実践されている。基本的に自閉症症状(自閉症、アスペルガー症候群)を対象とする支援手法である⁽¹³⁾が、「それいゆ」では、これに他の支援手法(ソーシャル・ストーリーズ、PECS、キャットキット等⁽¹⁴⁾)を併せることにより、発達障害全般の支援を可能にしている。

TEACCHは発達障害を「治す」ことを目的とするものではない。ほとんどが先天的な脳機能の障害である発達障害は治療の対象にはなら

(11) 「こんなすてきな佐賀県に—ものがたりで読む古川康 маниフェスト 2007」〈<http://www.power-full.com/mani2007/index.html>〉

(12) 現地調査後の平成22年5月、NPO 法人「それいゆ」江口寧子理事長から聴取。

(13) 内山登紀夫『本当の TEACCH—自分が自分であるために』学習研究社, 2006, pp.10-11.

ない、との前提に立っている。TEACCHの目的は、発達障害者に対して適切な環境を整える等の支援を提供することにより、彼らが障害を持ったままで本来の能力を発揮し、自分らしく生きることができるようにすることである。

TEACCHの支援手法において、発達障害者に提供されるべき適切な環境に関し、キーワードとなるのは「構造化」という概念である。これは、発達障害者にとって理解しやすい環境を設定することを意味する。例えば、「物理的構造化」は、家具やついたて等を用いて場所（空間）を区切り、「食事をする場所」「読書をする場所」等に分けることで、場所と活動目的とを明確に対応させる。なぜなら、発達障害者が環境を理解するには、1つの場所が何の活動目的のために用いられるのかを明確にすることが重要であるためである。

また、視覚情報を用いて情報提供を行う「視覚支援」も重要である。発達障害者はしばしば、聴覚情報の処理機能が弱く、視覚情報の方が理解し易い。そのため、例えば、通常ならば口頭で伝えるような事からも、文字や絵に書き表して伝えるのである。

このようなTEACCHの支援手法を用いつつ、「それいゆ」は、発達障害者の全ライフステージに切れ目なく対応した相談支援をはじめ、プレスクール運営、フリースクール運営、成人通所サービス（就労移行支援、生活介護等）、普及・啓発活動、人材育成等、様々な支援活動を行っている。これらのうち、成人発達障害者に関連する主な支援として、相談支援、就労移行支援、生活介護、啓発活動及び専門家養成等がある。

(2) 相談支援（成人発達障害者対象）

NPO法人「それいゆ」は、幼児期、学齢期、青年期、成人期、家族を対象に相談支援を行っ

ている。このうち成人期の相談支援のメニューは、①生活支援、②就労相談、③自己認知支援、④医療支援、⑤制度説明、⑥主婦支援、⑦大学支援、⑧ピア・カウンセリング（共通する背景や体験を持つ者が、自らの体験に基づいて仲間の相談に乗るカウンセリング。障害者が同じ障害を持つ者に対しカウンセリングを行う、等）から成る。

① 生活支援には、生活スキル支援とアパート支援とがある。生活スキル支援は、発達障害者がしばしば苦手とする日常生活上のスキルを身につけさせる支援である。スケジュール作成、調理実習、マナー指導（近所付き合い等）、メイク実習、洋服コーディネート相談（TPOに合わせた洋服選び）、金銭管理（一人ひとりに合った出納簿の作成）等である。アパート支援は、特に一人暮らしのためのスキルを身につけさせる支援であり、スケジュール作成、献立表（一週間分の献立を作り、材料を買いに行く）、手順書（掃除の仕方等）、ゴミ分別システム、金銭管理、リマインダー（「節水」「鍵かけ」等）、部屋の「物理的構造化」（1つの空間に特定の活動目的を付与するべく、部屋についたてを設ける。）から成る。視覚支援を用いて行われることが多い。

② 就労相談は、自分に合う仕事探しの提案である。これは③の自己認知支援とも深く関わる。実際の就労にあたっては、障害者職業センター等の他機関とも連携する。

③ 自己認知支援は、次のプロセスから成る。告知（「あなたの今までの不適応や困難は、障害のせいだったのですよ」と伝える。）→自分を「知る」セッション（個人の障害の特徴を理解する。）→支援の受入れ→自発的な相談。これらのプロセスは、週1回のセッションを3年間程度継続することにより、時間をかけて丁寧に進める。技法として用いるのは、コミック会話、ソーシャル・ストーリーズ、ソーシャル・アー

(14) ソーシャル・ストーリーズは、ある状況とそれに応じた考え方・対応の仕方を、特別に定義されたスタイルと文型により説明するものである。PECS（絵カード交換式コミュニケーションシステム）は、絵カードを渡すことを通じて意思伝達の方法を学ぶシステムである。キャットキットは、感情のコントロールを学ぶための視覚教材である。いずれも、海外の専門家により開発された。

ティクル、キャットキット等⁽¹⁵⁾である。

- ④ 医療支援は、必要に応じて医療機関と連携するものであり、入院中の支援も行う。肥前精神医療センターとの連携体制は既に構築されており、メディカルチーム（医師、看護師、作業療法士、精神科ソーシャルワーカー等）との定期的ミーティングを実施する。
- ⑤ 制度説明は、障害者手帳（主に精神保健福祉手帳）の説明、障害年金の説明、他の支援機関の紹介、佐賀県及び佐賀市の発達障害者支援事業の紹介等である。障害者手帳は、発達障害者の一般就労が困難な実情に鑑み、障害者雇用による就労を可能とするために取得を促すものである。
- ⑥ 主婦支援は、発達障害を有する主婦を対象に、夫婦カウンセリング、家族スケジュール、ソーシャル・マナー（母親仲間同士の付き合い方、贈物とお返し等）、解説（夫婦間の行き違いの説明等）、モード変換（母親、妻、嫁、個人の役割の切替え）、家族行事等への支援を行うものである。
- ⑦ 大学支援は、発達障害を有する大学生を対象に、履修登録の方法（発達障害の学生は、科目の選択が困難である場合がある。）、クラスメイトとの付き合い方、授業の受け方、過ごし易い場所の提案・確保、大学側との定期的ミーティング、学習支援（レポートの締切り遵守、レポートの指定テーマが「〇〇について」のような大雑把なものである場合のテーマの絞り方等）、進路相談等の支援を行うものである。

進路の問題に関しては、就職活動が困難な発達障害者も少なくない。例えば、就職活動をいつどのように行うべきかについて誰も教えてくれないために、自分のとるべき行動が全く分からず、同輩たちがいつの間にか就職活動を進めているのについてゆけず、仕方な

く大学院に進学する、という発達障害の学生もいる。このように、表面的には問題がないように見えても、実は発達障害により当人の生活や人生が制限され苦痛を受けているということは、しばしば起こっていると思われる。

- ⑧ ピア・カウンセリングの実例としては、これまでに、自身が発達障害者である「それいゆ」スタッフの1人が、相談者である発達障害者に対して週1回のカウンセリングを行ったことがある。発達障害は他の障害に比べ、カウンセラーとクライアントとのマッチングに時間がかかり、困難な点も多いので、「それいゆ」はピア・カウンセリングには慎重になっているという。したがって、カウンセラーの増員予定はないとのことである。

以上の相談支援の対象者は、自閉症スペクトラム（自閉症、アスペルガー症候群等。人により症状に濃淡の差こそあれ、症状を一続きの連続体として捉える概念）を有する成人である。利用者数は平成20年4月1日現在、概ね26人、利用待機者は40人である。利用待機者への対策は今後の課題の一つである。利用者の多くは、成人後に初めて発達障害と診断されている。また、対人関係上の困難を経験し、精神疾患等の二次障害を発症している利用者も多いという。

(3) 就労移行支援

NPO法人「それいゆ」は、成人発達障害者を対象に、障害者自立支援法上の就労移行支援事業、生活介護事業、ケアホームの経営等を行っている。

「それいゆ」の就労移行支援は、TEACCHの考え方に基づき、個人の諸能力を「できる」「少しできる（めばえ）」「できない」の3つに分け、「できない」部分については訓練ではなく援助を提供し、「少しできる（めばえ）」部分に対して重

⁽¹⁵⁾ コミック会話は、口頭の会話を補足するために人物図と「ふきだし」を描く視覚的なコミュニケーション支援法である。ソーシャル・ストーリーズ及びキャットキットについては注14参照。ソーシャル・アティクルは、ソーシャル・ストーリーズの判定基準やガイドラインに準じ、より年齢相応のレベルや様式を用いて書かれるものである。

点的に訓練を行う。技術の訓練よりもむしろ態度の訓練に重点を置いている。また、ルーティンを徹底させることで、発達障害者が苦手とする急な状況判断を強いられる場面をなくしている。まずルーティンを徹底させた上で、次のステップとして、「修正」の能力を訓練する。「修正」の能力とは、変更が生じた場合等に作業手順や思考プロセスを「修正」する能力のことで、しばしば発達障害者が苦手とする部分である。環境条件として重要なのは、実際の職場に近い状況であること、それでいながら、同時に、守られた環境であることである。

支援の流れは概ね次のとおりである。求職登録（ハローワークと連携）→職業評価（地域障害者職業センターと連携）→支援ミーティング（個別の支援計画作成、本人（または保護者）・関係機関・「それいゆ」支援員でミーティング）→職場実習Ⅰ→職場実習Ⅱ→職場実習Ⅲ→就職後のフォローアップ（職場定着のために必要に応じて継続支援。関係機関と連携）。

3段階の職場実習Ⅰ～Ⅲは、それぞれ次のようなものである。職場実習Ⅰはアセスメントである。比較的短期間の実習期間中に、本人の特性に合った職場・職種・環境等をアセスメントする。職場実習Ⅱはマッチングである。すなわち、実習Ⅰの結果から、さらに幾つかの職種に絞った実習を行い、自己決定へと結びつける。職場実習Ⅲは、雇用決定後の、就職に向けた実習である。関係機関と連携をとり、職場適応訓練、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を行う。厚生労働省の障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）等の制度を利用する場合もある。

「それいゆ」は、実習現場を企業等から提供してもらう就労移行支援と、独自に建てた、実際の就労現場に近い環境の実習施設で行う就労移行支援とを実施している。前者については、現在、市内のNPO法人に実習現場を提供してもらい、本人の特性に合った職種や環境等をアセスメントする実習（職場実習Ⅰ）を行っている。

定員は30人、期間は最長2年間である。職場実習Ⅰに対する企業等の理解・協力を得ることは困難であり、なかなか協力事業所になってもらえないという。後者は、「それいゆ」の施設である「ワークショップ武雄」の1階で行っているものであり、やはり職場実習Ⅰである。

「ワークショップ武雄」1階での就労移行支援を見学した。利用者は3人、スタッフは2人、期間は2年間である（平成20年12月現在）。紙袋に取手の紐を通す作業では、作業台で紐を通し、10枚仕上がる毎に棚に移動させる。作業台には10本の短い線が引かれ、その線に重ね合わせるように、仕上がった袋をずらして置く方法が採られていた。紙袋10枚を間違わず正確に数えるためである。物の数を正確に数えることが難しいのは、知的障害等のゆえではなく、発達障害のゆえである。作業台の10本の線は、スタッフが考案した工夫である。

発達障害者は「修正」に困難を伴うため、作業手順の変更等が生じた場合には、作業中にいきなり「修正」内容を伝えることは決してしない。一度作業を中断させ、別の場所に移動し、そこで変更の内容を伝え、その後作業に戻ってもらう。「修正」内容を伝えるために用いるテーブルが、作業スペースからやや離れたところに置かれていた。「物理的構造化」の考え方に基づき、作業スペースには作業という目的のみを、「修正」用テーブルには「修正」という目的のみを対応させ、1スペースで複数の事が行われるという発達障害者の不得手な環境を排することにより、少しでも容易に「修正」の能力を身につけることができるようにしているのである。

実習で行う作業が単純作業や簡単なものであることについて、疑問が浮かんだ。すなわち、知的障害を伴う発達障害者ではなく、高学歴または一流企業等への就職経験のある発達障害者などにも、これで対応できるのであろうか。発達障害者には技術の訓練以上に態度の訓練が重要であるとはいえ、あまりに作業が簡単では、

訓練としての有効性が下がる場合もあるのではないか。「それいゆ」の江口寧子理事長に質問したところ、次のような回答であった。「例えば、理数系の博士号取得者が、物10個を正確に数えられないこともあります。高知能でありながら、しばしばごく単純なことができないのが発達障害。このようなできないことを探り当てるアセスメントが、職場実習Iの目的。高知能の発達障害者にも十分に有効です」。学校卒業まで表向きは大きな問題なく過ごしてきた高学歴・高知能の発達障害者が、しばしば就職後に職場不適応に陥る原因として、態度やコミュニケーションの問題のほかに、仕事上のごく単純なことができずに失敗経験を重ねてつまずく、ということも大いにあるのである。

(4) 生活介護（成人発達障害者対象）

NPO法人「それいゆ」は、成人発達障害者のための生活介護事業を実施している。障害者自立支援法に基づく生活介護事業とは、常時介護を要する者を対象に、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴、食事等の日常生活上の支援や創作活動・生産活動の機会等を提供するサービスである。「それいゆ」は、「ワークショップ武雄」2階で、重度の成人発達障害者を対象に、そうした生活の環境を提供している。利用者は6人、スタッフは3人である（平成20年12月現在）。スタッフに資格要件はないが、社会福祉系大学の卒業者や社会福祉士の資格取得者が採用されている。

「それいゆ」の生活介護事業では、利用者のために「作業」と「休憩」の2種類の生活活動が設けられていた。「作業」には、簡単な工作などの創作活動があるが、これは就労訓練の類ではなく、時間を過ごすこと自体を目的とするものである。この「作業」と「休憩」の組み合わせが、利用者に生き生きとした生活を提供し

ている様子を見学時に見てとることができた。

利用者各自の個人スペースが、手作りのついたてで区切られていた。生活介護のスペース全体において、このついたてによる「物理的構造化」は徹底していた。さらに、聴覚過敏の利用者のために、ヘッドホンが常備されていた。発達障害者の中には、感覚（聴覚、視覚、嗅覚、味覚、触覚、痛覚）が極めて敏感である者も多いことへの対応である。また、利用者一人ひとりの傾向や癖に合わせて、専用の活動スペースや手作りの設備をしつらえる、というような工夫が随所に見られた。

就労移行支援においても生活介護においても、スタッフが利用者一人ひとりの性格や癖までを細部にわたって考慮し、試行錯誤して手作りの工夫を凝らしているのが目立った⁽¹⁶⁾。発達障害の一般的な特性に対するきめ細かな対応と、個々人の個性に対するきめ細かな対応とが共にあって初めて支援が成り立っていた。

(5) 啓発活動及び専門家養成

NPO法人「それいゆ」は佐賀県内の発達障害者を支援する組織であるが、啓発活動に関しては県外に対しても積極的に行っている。佐賀県内では、官民の発達障害者支援の現場に一定程度の専門性が根付きつつある。そこで、「それいゆ」は現在、北海道、青森県、福島県、兵庫県、広島県、高槻市の各施設や教育委員会等に対して有料コンサルテーションを行い、専門性を高める手助けをしている。また、県外の人材を佐賀県に集め、「それいゆ」のスタッフとして一定期間雇用している。彼らは後に出身県に戻り、「それいゆ」で得たノウハウや経験を用いて発達障害者支援に従事することになる。

以上のⅡ-2-(2)~(5)は、「それいゆ」が従来独自に行ってきた支援活動のうち、成人発達障

(16) 「それいゆ」は発達障害児のためのプレスクールやフリースクールを運営しており、それらの現場における支援も同様に、スタッフが児童一人ひとりに応じた細やかな配慮と試行錯誤の工夫を行っていた。

害者にかかわるものである。これらに加えて、同法人は現在、佐賀県や佐賀市の発達障害者支援事業を受託している。こうした行政による支援事業も、「それいゆ」の基本理念と同じく、乳幼児期から成人期までの全ライフステージを切れ目なくカバーすることを重視している（後述Ⅱ-3-(2)）。

(6) 発達障害についての見解

NPO 法人「それいゆ」の水野敦之成人支援センター長（肩書は平成 20 年 12 月現在）によると、日本の特別支援学校・学級や福祉現場には、全般的に発達障害に関する専門性が大きく欠けているとのことである。特に、視覚支援（Ⅱ-2-(1)参照）を嫌う傾向がある。「世の中はそんなに甘くない（視覚支援などない状況で生きていかねばならない）」と公言する支援現場の人間も少なくないという。水野氏らは現在、厚生労働省の担当者に対して、障害者自立支援法における介護給付の一つである行動援護に視覚支援が含まれるのを援用して、成人発達障害者の就労支援や生活介護へも視覚支援を取り入れることを提案している。

障害者自立支援法については、第 171 回国会（常会）（平成 21 年 1 月 5 日～7 月 21 日）において改正法案が提出され、法案中に、発達障害者が精神障害者の中に含まれ同法に基づく支援の対象となることを明記する改正が盛り込まれた（法案は審議未了・廃案となった）。これに関して「それいゆ」の江口理事長は、「発達障害が単に法律に明記されるだけでは実効性は薄い。障害程度区分（改正法案では障害支援区分へと改称）の認定において、発達障害に対応する認定調査項目が設けられて初めて、発達障害者に

とって有意義となる」という極めて現実的な感想を示した⁽¹⁷⁾。

また、発達障害の概念をめぐっても、「それいゆ」は、現場ならではの見方を示す。一般に、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害等の診断名で特定されることが多いが、実際の現場においては、単独の障害ではなく、重複して障害を負っている人も多いことに注意する必要があるという。また、発達障害者支援法の定義規定にも登場する「広汎性発達障害」という概念は、自閉症やアスペルガー症候群を含めた広義の自閉症症状に対する診断名であり、もともと世界保健機関の診断基準 ICD（International Classification of Diseases：国際疾病分類）や、アメリカ精神医学会の診断基準 DSM（Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders：精神疾患の診断・統計マニュアル）に採用された。しかし、2013 年 5 月に改訂予定の DSM（DSM-V）からは、この用語は消える可能性がある⁽¹⁸⁾。そして、実際に、現場で数多くの発達障害者に関わっている立場からも、「広汎性発達障害」という用語によって、あるひとまとまりの人々を指すことには違和感を覚えることもあるようである。現場の実感を汲み取りながら法律や基準を作り、また手直しすることについて考える上で示唆的である。

3 佐賀県による成人発達障害者支援

(1) 概要

佐賀県は障害者福祉全般に熱心な自治体である⁽¹⁹⁾。発達障害者支援に関与するようになった契機は、NPO 法人「それいゆ」が県に助力を求めたことと、発達障害に関するアンケート調査を実施したことであった。以来、Ⅱ-1 に

(17) この現地調査を行ったのは第 171 回国会以前であるが、障害者自立支援法改正法案の概要は、既にある程度明らかとなっていた。

(18) アメリカ精神医学会のウェブサイト“DSM-5 Development”に DSM-V の草稿が掲載されている。（<http://www.dsm5.org/Pages/Default.aspx>）

(19) 現地調査のために訪問した平成 20 年 12 月は、同県が独自に設けている「障害者月間」（11 月 8 日～12 月 9 日）の期間中であり、障害福祉課の職員は皆、同月間用の啓発バッジを付けていた。

記したような官民の協働関係の下、県の発達障害者支援体制が構築されて現在に至っている。

これまでの同県の取組みの経緯を概観すると、平成15年4月、発達障害者支援センター「結」を設置。同年12月、自閉症等支援連絡協議会(平成20年4月に発達障害者支援連絡協議会へと改称)を設置。同協議会は、医療、保健、福祉、教育、労働分野の団体等と行政機関とで構成されている。そして、平成19年度以降、県は「佐賀県発達障害者地域支援拠点整備事業」を実施している。

「それいゆ」によれば、佐賀県は部署間の連携が非常によい。「佐賀県発達障害者地域支援拠点整備事業」を含めた発達障害者支援に関しては、教育委員会が所管する学齢期の部分と、障害福祉課が所管するそれ以外の部分とに分かれるが、両部署は密に連絡をとりつつ連携して支援にあたっている。例えば、「学齢期の支援は福祉ではないから、障害福祉課の関わる部分ではない」といった縦割りの発想はないという。このことが、一貫した流れのある支援事業を可能にしているといえる。そして、その結果、同県が先駆的で積極的な発達障害者支援を実現しているといえる。

(2) 「佐賀県発達障害者地域支援拠点整備事業」

「佐賀県発達障害者地域支援拠点整備事業」は、佐賀県が実施している厚生労働省のモデル事業(平成19～21年度)である⁽²⁰⁾。このモデル事業全体を構成する個々の事業を、NPO法人「それいゆ」が受託している。事業は、発達障害者の特定のライフステージのみに焦点を当てた細切れの支援ではなく、乳幼児期から成人期までの全ライフステージを通じた一貫した支援の流れを構築することを最大の目標に掲げて開始した。

同事業を構成する主な個別事業は次のとおりである。①早期発見・早期療育体制整備事

業、②発達障害児適応訓練事業「フリースクール SAGA」、③発達障害者就労訓練・生活支援事業「チャレンジド・ワークステーション」、④発達障害児(者)専門相談支援事業(専門相談窓口設置)、⑤発達障害児家庭支援手法開発事業(ペアレント・メンター養成)。

④の発達障害児(者)専門相談支援事業は、乳幼児期から成人期までを対象とし、移行支援(幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校、高等学校から就労、等の移行の支援)を中心に、全ライフステージにわたる一貫した支援をコーディネートするものである。具体的には、発達障害者専門相談窓口(県内5保健圏域・7か所に設置)において月2回の相談支援が提供される。

また、特定のライフステージに対応した支援メニュー各種が整備されている。乳幼児期に対しては上記①の早期発見・早期療育体制整備事業、学齢期に対しては②のフリースクール、そして、成人期に対しては、佐賀県庁内で実施している就労訓練、すなわち③の「チャレンジド・ワークステーション」がある。成人発達障害者支援である「チャレンジド・ワークステーション」について以下に紹介する。

(3) 「チャレンジド・ワークステーション」

発達障害者就労訓練・生活支援事業「チャレンジド・ワークステーション」は、佐賀県障害福祉課が主体となって県庁内で実施している、県庁業務を材料として用いた就労訓練であり、全国的に例のなかった試みである。NPO法人「それいゆ」に事業を委託して、平成20年2月に開始された。

訓練利用者の条件は、①発達障害の診断があること、②就労意欲があること、③自己の障害認識があること、である。定員は3～5人程度。平成20年12月現在、20～40歳台の3人が訓練を利用している。スタッフは3人(ジョブコーチ、支援員)で、彼らは「それいゆ」のスタッ

⁽²⁰⁾ 平成22年度も継続している。

フである。訓練期間は原則1年。訓練場所は県庁舎内の「チャレンジド・ワークステーション」である。

訓練方法は、「それいゆ」の就労移行支援と基本的に同じである。また、1人のジョブコーチが複数の障害者をサポートする「シェアサポート」という手法をとっている。一対一のサポートよりも、実際の就労場面に近い形態のサポートである。訓練で用いる業務は、県庁内の各部署から集めた様々な業務であり、文書発送（宛名ラベル、紙折、封入等）、パソコンへのデータ入力、会議資料の印刷、県立図書館返却図書の手入れ作業、文書仕分け等がある。利用者は適性に応じて業務を選択する。

「チャレンジド・ワークステーション」の目的及び期待される効果は、①発達障害者の就労訓練の場の提供、②発達障害者の一般就労への移行促進、③県職員の発達障害者への理解啓発、④他の官公庁や会社の就労訓練・就労への取組み啓発、である。発達障害者の利益という第一の目的のほかに、県職員をはじめ発達障害者を取り巻く人々への啓発という役割をも担っている。

訓練時間終了後、作業現場であるワークステーション内を見学した。ワークステーションは2部屋で構成され、手前の部屋は作業スペース、奥の部屋は休憩や会議などのためのスペースである。作業スペースの入口に設置されたホワイトボードには、利用者一人ひとりのその日の作業の細かな時間割が書き込まれ、行うべきことが正確に把握できるようになっていた。部屋の中には、書類を仕分けて納める大きな仕分け棚があり、視覚支援のための文字ラベルが細かく貼られていた。作業に用いる道具や文具等の配置の正確さは徹底していた。部屋の一角がパソコン用スペースになっていた。文字による視覚支援と正確な物の配置という整えられた環境の中で、パソコン使用等による比較的高度な作業をも含めた多様な作業を行っている様子が見えがえた。

ジョブコーチによると、視覚支援等の適切なサポートがあれば、作業そのものにおける問題点や困難は少ないという。むしろ、態度や対人面での課題に重点的に取り組んでいるところである。現時点では、各部署の業務を集めてきてワークステーションの守られた環境内で訓練しているが、今後、ワークステーションのスペース外に出て、各部署で仕事をすることも計画しているとのことである。

ワークステーションに業務を委託した県庁内の各部署からは、「業務が軽減される」と感謝されている。

「チャレンジド・ワークステーション」の今後の課題の一つは、訓練への需要の掘り起こしである。訓練の利用希望者は現在、必ずしも多くない。一因として、障害の自己認知に至らない発達障害者が多い可能性が考えられるという。自己認知以前の人々を発見する必要がある。そのために様々な取組みを行っているところである。例えば、ニート支援サポートステーション等にチラシを配布する等である。また、ハローワークの面談者のレベルアップによる、発達障害者の発見も求められる。

(4) 発達障害についての見解

佐賀県は、成人発達障害者の支援の必要性を強く認識している。障害福祉課の担当者によると、同県における発達障害者支援の課題の一つは、成人支援、具体的には、就労支援の場を増やすことである。現在、県内にある障害者の就労支援事業所計8か所中、発達障害に対応できるのは1か所（NPO法人「それいゆ」）のみである。また、佐賀県発達障害者支援センター「結」も、これまでに同センターに寄せられてきた相談のうち、成人に関するものは1割以下であるという事実にもかかわらず、最大の課題の一つに、成人発達障害者への対応を挙げた。すなわち、今のところ成人からの相談事例は少ないが、今後は個人クリニックからの相談も含め、成人発達障害に関する相談が増加することが見込ま

れる。それらに対応する体制の整備の必要性を、「結」では実感しているという。

障害者自立支援法改正法案⁽²¹⁾に発達障害が対象障害として明記されることについて、障害福祉課は、「どの程度の障害を発達障害に含めるかという問題が残る」と、実践レベルでの困難を指摘した。むしろ、「発達障害者が障害者手帳を所有しなくとも、ケアや支援を受けられるようにすることの方が必要ではないか」と言う。「それいゆ」の意見と同様、現場の実情に根差した意見である。

Ⅲ 福岡市立心身障がい福祉センターによる成人発達障害者支援

(1) 成人発達障害者「社会生活力ハビリテーションプログラム」

福岡市立心身障がい福祉センター「あいあいセンター」は、昭和54年に福岡市が設置した、障害児・者福祉のための施設である。主な活動内容は、障害児・者及びその家族に対する相談活動、診断・評価活動、リハビリテーション等の、総合的な障害者支援活動である。

同センターは、成人発達障害者⁽²²⁾を対象に、ソーシャルスキル・トレーニング（社会生活技能訓練：SST）を含む社会生活力獲得のためのプログラムを実施している、全国的にも珍しい機関である。発達障害児を対象とするSSTは、現在、全国各地で実施されているが、「あいあいセンター」の「グループ訓練」は、成人発達障害者を対象として、リハビリテーション・スタッフが生活の視点で実施する、独自の成人向けSSTである。

平成16年度後半に開始されたこの成人発達障害者の「グループ訓練」は、高次脳機能障害者のリハビリテーション・トレーニング⁽²³⁾を援用したものである。背景には、次のような経緯があった。

平成13年度、厚生労働省及び国立障害者リハビリテーションセンターが、「高次脳機能障害支援モデル事業」を開始した。ここでいういわゆる高次脳機能障害とは、脳損傷に起因する認知障害（失語・失行・失認、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等）全般のことである。福岡市（「あいあいセンター」）は、平成14年度から同事業の「社会復帰・生活・介護支援」の作業班に参画し、ニューヨーク大学ラスク・リハビリテーション医学研究所が開発した訓練プログラムを実践した。この実践の中で、「あいあいセンター」は、高次脳機能障害の症状を呈しながら、実際には脳損傷の前歴を持たない（すなわち高次脳機能障害には該当しない）人々がいることを見出した⁽²⁴⁾。そして、彼らが発達障害者であると判断されたことから、高次脳機能障害と発達障害には、脳機能上、類似の症状があり、同じトレーニングが有効なのではないかと考えたのである。そこで、同センターは、高次脳機能障害のトレーニング内容を発達障害の訓練として援用する試みを開始することにした。ただし、高次脳機能障害の場合に行われるのは「リハビリテーション」（rehabilitation：再び元の状態に回復させる）であるが、発達障害の場合には「ハビリテーション」（habilitation：初めて本来の状態を獲得する）である。こうして、「グループ訓練」を含む、成人発達障害者を対象とした一連の支援プログラムを、「社会生活力ハ

(21) 既述のとおり、この現地調査後の第171回国会（常会）に提出されたが、審議未了・廃案となった。

(22) 正確には、16歳以上の発達障害者である。以下、「あいあいセンター」の活動に関して「成人発達障害者」と記述する場合は同様である。

(23) 「あいあいセンター」によると、日本で高次脳機能障害者のリハビリテーション・トレーニングを行っているのは、同センター及び東京慈恵会医科大学のみであり、さらに、これを発達障害者に援用したのは同センターのみであるとのことであった。

(24) 詳細は、永吉美砂子「成人後の支援としての「ハビリテーションプログラム」」『教育と医学』57(11), 2009.11, pp.43-44. 参照。

ビリテーションプログラム」として開始したのである。「社会生活力ハビリテーションプログラム」は、「グループ訓練」のほか、個別カウンセリング、家族カウンセリング、就労・就学支援、生活支援、権利擁護で構成されている。

以上からわかるように、「社会生活力ハビリテーションプログラム」の医学的なメカニズムは、成人発達障害者の脳発達を促すというものである。すなわち、発達障害者が、その障害特性にとって適切でない環境条件の中で生育した結果、生来有しながらも育てることができなかった脳機能に対し、「発達し直し」を促すのである。同時に、脳機能のうちの先天的に弱い部分を補うために、別の脳機能を発達させることも意図されている。同じ訓練が、高次脳機能障害の患者に対しては、一度損なわれた脳機能を回復させるのに対し、成人発達障害者に対しては、これまで芽吹くことができずに眠っていた脳機能を発芽させ育てる、というわけである。

こうした「社会生活力ハビリテーションプログラム」の一環である「グループ訓練」の特徴は、第一に、例えば TEACCH の支援手法などのような、長い実践の歴史を有するものと比べ、新たな支援手法であり、医学的な根拠に基づきつつも、試行錯誤の段階にあることである。第二に、その医学的な根拠は、障害を基本的に不変であるとみなすのではなく、認知や脳機能の観点から発達障害を捉え、「発達し直し」という、脳機能の変化の可能性を前提としていることである。第三に、発達障害者の中でも成人に特化した支援であることである。

(2) 「社会生活力ハビリテーションプログラム」の実際（「グループ訓練」）

「グループ訓練」を含む「社会生活力ハビリテーションプログラム」の参加条件は、①福岡市在住（平成 20 年度現在。平成 21 年度からは、障害者自立支援法上の自立訓練に移行し、居住地の条

件は削除された⁽²⁵⁾。)、② 16 歳以上（義務教育修了）、③ IQ80 以上の高機能広汎性発達障害であること、④ 集団訓練が可能であること、⑤ 本人に訓練希望があること、である。「グループ訓練」を受けるグループには、Basic group、Job group、Student group があり、定期的にトレーニングを行っているのは Basic group である（週 1 回）。平成 20 年 12 月現在、Basic group の参加者は 7 人、スタッフは、臨床心理士 1 人（非常勤）、リハビリテーション医 1 人、言語聴覚士 1 人、作業療法士 1 人（月 2 回）、看護師 1 人（嘱託）である。リハビリテーションの多職種がそれぞれの専門性を生かしながらかかわる点が、この「グループ訓練」の特色である。トレーニング場所は「あいあいセンター」の施設内の一室である。

訓練で行われる具体的な活動は、グループ調理、4 コマ漫画理解、新聞要約、謝罪の練習、ロールプレイ等、多岐にわたる。この「グループ訓練」が実際に行われているところを見学した。

訓練開始前、室内に設置されている大型ホワイトボードに、その日のスケジュールが書かれた。「①振り返り ②メインの活動 ③来週のクリスマスパーティーの打ち合わせ」。また、壁の一角に貼紙が貼られ、「今日の見学者：国会図書館 山本さん」と書かれていた。発達障害者は予定外の状況が苦手であることが多いため、見学者訪問等の予定を確実な方法で知らせるのである。文字を使って知らせるのは、発達障害者には聴覚情報の処理機能が弱い場合が多いためであり、いわゆる視覚支援である。

到着した参加者は部屋の中央テーブルに着席するが、この日のお茶当番にあたっている 1 人だけは、部屋の一角にある台所へ行き、参加者全員分のお茶を用意した。当番制のお茶の用意も訓練の一環である。発達障害者は、他人のために行動することに思いが至りにくい場合も

(25) 現地調査後の平成 22 年 5 月、「あいあいセンター」永吉美砂子リハビリテーション課長から聴取。

あるためである。

ファシリテーター（進行役）の臨床心理士がグループを進行させる。スケジュールの最初は、「①振り返り」、すなわち、この一週間の自分の近況や出来事を報告しあうことであった。発言したい参加者のみが発言していった。ファシリテーターは、個人を指名して発言の有無を尋ねることはあるが、無理強いはいしない。「風邪を引いたが今は大分良くなった」「カラオケに行った」「アベル高取（市内にある高機能広汎性発達障害者のための共同作業所）に行った」等が報告された。初めは話そうとしない参加者も、ファシリテーターが、無理強いせず、しかしやり過ぎすのでもなく、「言いたくないなら無理に言わなくてもいいよ。でも、話してみてもいいな、と思うのなら聞かせて」と伝えると、自発的に沢山の「振り返り」を語った。

続く「②メインの活動」は、毎回異なる1つの活動を行うものである。グループ調理やロールプレイ、討論等が行われる。今回は、平成20年における最後のセッションであったことから、「グループに参加するようになって、自分が変わったと思うこと、人から変わったと言われたことを語り合う」というものであった。コミュニケーション能力の向上と、言語化による自己の客観視が目的である。

参加者は、「朝きちんと起床できるようになった」「部屋の片付けができるようになった」「グループで知り合った仲間と一緒にカラオケに出かけることができるようになった」等のことを挙げた。最も多かったのは、「怒りやいらいらの感情を抑制できるようになった」というものであった。当人が何も語らない場合にも、他の参加者が、「○○さんはこんな点が良くなったと思う」などと褒めることもあった。すると、ファシリテーターはすかさず「私もそう思う」と賛意を示した。

ファシリテーターは、一人ひとりの性格や

特徴に合わせた話しかけ方や応じ方をし、発言を要求するような直接的な言葉は一切使わずに、参加者それぞれが自発的に発言したくなるようにもっていくようであった。新来でまだ場に溶け込めない参加者には、話しかけはするが、当人は黙ったままでもその場にいられるように配慮していた。また、参加者間にコミュニケーションが生じると、それを大事にして促進するようにしていた。

なお、「グループ訓練」の重要なルールの一つに、決して他の参加者を非難・攻撃しないというものがある。これはよく守られていた。グループの参加者がこの種のルールを極めてよく遵守するのは、彼ら全員が過去に辛いじめの体験を経ているためでもある⁽²⁶⁾。また、相手に常にポジティブなフィードバックを行うこともルールの一つである。

リハビリテーション医は、参加者の発言をホワイトボードに逐一板書しては消していた。聴覚情報の処理が不得手な参加者たちのために、必ず一度は視覚情報に変換するのである。

最後に「③クリスマスパーティーの打ち合わせ」が、ファシリテーターを中心として行われ、この日の訓練が終了した。

(3) 「社会生活力リハビリテーションプログラム」の効果及び評価

日本でもよく知られている発達障害者支援手法はTEACCHの手法である。しかし、『あいあいセンター』の成人発達障害者支援は、TEACCHの支援手法に馴染まない発達障害者にも対応できる場合があると考えている」と、同センターのリハビリテーション課長である永吉美砂子氏は言う。ただし、「グループ訓練」には向き不向きがあり、参加者の大半は、グループダイナミクスによる訓練に向くと見られる高機能自閉症またはアスペルガー症候群である。他方、注意欠陥多動性障害には、カウンセリン

(26) 永吉 前掲論文, p.47.

グのような個人対応の支援がより適しているように思われるとのことである。

見学した「グループ訓練」のメインの活動は、「グループ参加によって自分が変わった点を語り合う」というものであったが、その他にも様々な活動メニューがあり、それぞれが発達障害の障害特性に対応した意味を持つ。例えば、グループ調理では、発達障害者は「一口大に切る」という指示の「一口大」をイメージすることが難しい。そこで、実際に手本を示すと、切られたその具材を物差しで測り、その数値によって初めて大きさを把握する。その後は、「一口大」という指示に対して、その数値ぴったりの大きさに切ることができるようになる。4コマ漫画理解は、4コマ漫画中の人物の感情がどのようなものを語り合うというものである。発達障害者は、漫画の台詞の文字情報を視覚的に捉えることはできても、視覚情報になっていない感情を認知することはしばしば苦手であるため、その機能を補う訓練である。また、「余暇の過ごし方」計画の作成作業を行うと、肝心の中身を書かず、発達障害特有の癖で、定規で表を描くなどの細部の作業にこだわってしまう参加者も現れるため、スタッフが本来の目的へと注意を促す⁽²⁷⁾。

このような様々な活動によって行う訓練の医学上の目的は、既述のとおり脳機能の発達であるが、その成果として、社会生活面における最終目標としているのは、就労である。ただし、「グループ訓練」を含む「社会生活力ハビリテーションプログラム」の成果として、最終的に就労に結びついた例は、現在のところ数例である。就労に対する効果が小さいというよりは、プロ

グラムの実績がまだ浅く、データが少ないため、効果の検証ができないということである⁽²⁸⁾。

プログラムの効果は、現在のところ、むしろ就労以外の生活面において顕著であるという。例えば、「グループ訓練」の参加者たちは、参加したばかりの頃には、他人のお茶の準備をすることをなかなか思いつかないが、次第に、お茶当番の日には何も指示されずとも進んで準備をするようになるという。また、今回見学した「グループ訓練」の中で参加者たちが自ら述べたように、感情の抑制ができるようになった、という声が多い。実際にも、家庭内暴力は確実に激減したそうである。「グループ訓練」の中で暴力をテーマにディスカッションを行ったり、家庭内暴力を行っているのが自分だけでないと分かり、皆で一緒に暴力を止める目標を設定したりしたことの効果であると考えられるという⁽²⁹⁾。さらに、「グループ訓練」を続けることによって、自分の気持を適切に言語化できるようになり、ネガティブな感情を直接行動に移さなくなったためでもあるという⁽³⁰⁾。

この「グループ訓練」に対し、平成20年度現在、福岡市からの予算は付いていない。「あいあいセンター」リハビリテーション課の独自の手弁当的取組みにより維持されてきた⁽³¹⁾。しかし、最近になり、福岡市が理解を示し始めたという。一因として、作業所に通う発達障害者たちが、この「グループ訓練」がなくなると市に訴えたことも挙げられる。この「グループ訓練」に対する需要は多く、待機者がいる状態である。

「グループ訓練」を含む「社会生活力ハビリテーションプログラム」の今後の課題の一つは、

(27) 「支援体制 手探り状態 成人の広汎性発達障害」『西日本新聞』2008.3.17.

(28) ただし、永吉課長によると、この「グループ訓練」の参加者に多いアスペルガー症候群の人々は、一般に、たとえ知能が高くとも、注意欠陥多動性障害等の他の発達障害に比べ、就労や職場適応が困難な傾向にあるようである。

(29) 永吉 前掲論文, p.50.

(30) 同上

(31) 平成21年度にも、「社会生活力ハビリテーションプログラム」に対する予算はなかった。ただし、自立訓練の準備費用として130万円の予算が付いた。現地調査後の平成22年5月に永吉課長から聴取。

対象者の細分化である。すなわち、高機能自閉症とアスペルガー症候群とでは問題点が異なっており、就労率等も異なるため、グループを分ける必要があると思われる、とのことであった。

(4) 「あいあいセンター」によるその他の成人発達障害者支援

「あいあいセンター」は、「グループ訓練」の参加者のために、同訓練の外にも様々な活動の場を作ってきた。クリスマスパーティーや忘年会等が企画されるのもその一例である。発達障害者は人間関係の中で孤立し易いため、幼少時から、例えば、友人の誕生日会に招かれる等の経験を持たないことが多い。そこで、成人後にそうした経験の場を設けることには大切な意味があるのである。また、発達障害者には、余暇の過ごし方がわからない者が多いため、民間との連携による余暇活動の場づくりも行われている。農業体験「マメ行者プロジェクト」は、子供向け農業体験ボランティアを行っている個人農家に依頼して、同センターに通う成人発達障害者も加えてもらうことにより実現した。

また、同センターは、発達障害者の就労に関し、市内7つの区役所保護課職員に対して研修を行っているが、その中で、「発達障害者には不適切な職業斡旋をしないように」と伝えている。発達障害者が就労に至るためには、それに先立って様々な訓練を要する場合や、本人の適性を慎重に判断する必要があるためである。

同センターは障害全般に関する相談支援を行っているが、近年、成人発達障害に関する相談に応じることが増えている。特に、企業の人事担当者等が、社員に関して「彼（彼女）は発達障害ではないだろうか」という相談を寄せることが増えているという。

(5) 発達障害についての見解

現在のわが国では、発達障害の診断を行う

医者の多くは児童精神科医である。このことは、一般に、成人発達障害者の診断が進まない一因とみなされている⁽³²⁾。加えて、永吉リハビリテーション課長は、障害の脳機能面を重視する観点から、「脳機能に着目して診断する必要性があり、認知・脳機能に詳しいリハビリテーション医の中から発達障害を診断できる者が増えることが望ましい」と指摘する。

また、永吉課長によると、発達障害には、脳のメカニズム上、失語症に似た点がある（語義・語用障害）。失語症患者には障害年金が支給される。また、高次脳機能障害について、最近、障害年金取得のための診断をリハビリテーション医が行うことが可能になったという。永吉課長は、発達障害もこれらと同じ扱いになることが望ましいと述べた。脳機能面に着目して、類似の障害に適用される障害福祉サービスやその他の行政支援を発達障害へも適用することを求める提案である。

IV 成人発達障害者支援のあり方についての考察

1 理論・手法の多様性と共通性

発達障害の原因やメカニズムが未解明であるがゆえに、現存する支援理論・手法は多岐にわたる。Ⅱ及びⅢで紹介した2つの支援理論・手法も、様々な点で対照的である。佐賀県で用いられている TEACCH の支援手法は、半世紀近い実践と発展の歴史を有し、世界中で行われている。他方、福岡市立心身障がい福祉センター「あいあいセンター」の支援手法は、平成16年に同センター内で開発され、現在は試行錯誤の段階にある。前者はもともと療育の観点から開発されたのに対し、後者は認知・脳機能に着目した医学的観点から開発された。このことに関連して、前者の目的は、発達障害者がありのまままで生活することができるよう、環境の側を整

(32) 前掲注(8)

えることを基本とするのに対し、後者は脳機能の「発達し直し」、すなわち障害者自身の変化を目的としている。前者の支援対象はもともと自閉症児であり、それが発展して成人をも対象に含めるようになった。その基本理念は、乳幼児期から成人期までの全ライフステージを通じた継続的な支援の必要性である。これに対し後者は、成人発達障害者の脳機能の医学的検討からスタートしている。後者も早期発見・早期支援の必要性を十分に認識しているものの、「社会生活力ハビリテーションプログラム」は、成人発達障害者に特化した支援である。ただし、将来的には、脳機能の発達の可能性を重視するその理論に基づき、乳幼児期以降の全ライフステージをカバーする支援手法の構築も目指されるかもしれない。

いずれにせよ、支援現場により、用いる支援手法は様々である。この点につき、平成20年8月、厚生労働省の発達障害者施策検討会が提出した報告書は、次のように指摘している。「発達障害者に提供されている様々な支援手法が、十分な検証を受けていない現状にあること、及び検証された支援手法を適用する際は、発達障害者に適したアセスメントを踏まえた上でなされることが必要であることから、国として効果等を客観的に検証した支援手法のメニューを整備し、普及することが必要である。また、検証された支援手法を適用する際は、発達障害者に適したアセスメントを踏まえた上でなされることが必要である」⁽³³⁾。これは、わが国の（あるいは、世界中の）発達障害者支援にとっての課題の一つである。さらに、支援手法の検証のためには、発達障害の原因やメカニズムが少しでも解明されることが不可欠であろう。これもまた国レベルの課題であるといえる。

しかしながら、今回の現地調査で対照的な支援理論・手法を目にし、多くの本質的な違い

にもかかわらず、同時に共通点をも認めることができた。それは、発達障害者支援が、障害者一人ひとりの特性や事情やニーズを極めてきめ細かに汲み取りながら行われているということである。佐賀県で用いられている TEACCH の支援手法は、長い歴史を持つ確立されたものであるにもかかわらず、支援現場で実施される際には、スタッフが個々の障害者に合わせて手作り感覚の丁寧な試行錯誤や工夫を凝らしていた。そして、個々人の障害にとってどのような環境が不便であり、どのような環境が生き易いのかを、細かな点まで彼らの身になって推し測っていた。福岡市の「あいあいセンター」の成人発達障害者支援もまた、科学的な根拠に拠りつつも、障害者個々人の障害の特徴やパーソナリティ、さらには生育歴、外傷体験や孤立感等の心のありようまでをもきめ細かく考慮し、人間味のある共感に根差した支援を行っていた。障害者に対するこの共感的な理解が、佐賀県と福岡市の両方の発達障害者支援に見られる共通点であった。共感的理解が、あらゆる障害の支援に際して必要であるのは無論のことである。しかしながら、発達障害は、他の障害以上に個人による特徴の違いが大きいことや、障害がパーソナリティ形成に深く関係し、障害者本人の自己評価や自尊感情に密に影響を及ぼすこと（それゆえに二次障害という大きな問題を孕む）等から、支援にはとりわけ繊細な共感が求められるともいえる。

2 国と地域の役割

このようなきめ細かな対応の必要性ゆえに、発達障害には、地域という比較的小さな範囲での丁寧な支援活動が不可欠であると思われる。これは本来、発達障害に限ったことではない。他の障害者や高齢者、児童等に対する支援も、基本的に地域で行われる。ただし、発達障

⁽³³⁾ 発達障害者施策検討会「発達障害者支援の推進に係る検討会報告書」2008.8.29, p.4. <<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/08/dl/s0829-7a.pdf>>

害者は、しばしば心に深い傷を負っていたり、パーソナリティ上の複雑な問題を生じさせていたりするために、障害者一人ひとりの個性に丁寧に向き合うことができるような範囲での支援が、他の場合以上に大切になってくると思われる。そして、そうした規模の支援現場でこそ聞きとることのできる生の声を通じてでなければ、発達障害に対する真に有効な支援手法の検証や、障害の原因・メカニズムの解明もなし得ないのではないだろうか。佐賀県のNPO法人「それいゆ」は、全国的に見ても充実した規模と手法と実績とを有する組織でありながら、あくまで県内の発達障害者を支援対象とし、地域に密着している。同法人は、県外に対する啓発活動やアシスタンスにも力を入れているが、あくまで各地域で地域規模の支援が可能になることを手助けしているのである。また、福岡市の「あいあいセンター」が、地元農家の協力を得て成人発達障害者の余暇活動の場を作っている「マメ行者プロジェクト」など、地域社会とのつながりから生まれた独創的な支援活動が大切な役割を果たしていることから、地域規模の人的な支援の重要性がうかがえる。

その他、今回の現地調査では、発達障害についての障害者自立支援法に関する感想、発達障害の概念をめぐる意見、発達障害の診断に関する提案等が、現場ならではの生きた声として聞かれた。こうした地域レベルの現場の声をもとに、国レベルで検証や研究を推進し、人材を育成することが、今後ますます求められる。それが、全国に普く効果的な支援体制を充実させることや、ひいては発達障害の原因・メカニズ

ムの解明へと近づくことにつながるだろう。そのためにも、国が地域レベルの支援活動に対する援助を一層厚くすることが望ましいのは言うまでもない。そして、地域レベルでの丁寧な支援が不可欠であればあるほど、現状の発達障害者支援に顕著である地域間格差の問題を解消しなければならない。

3 成人発達障害者支援の意義と課題

発達障害が現代社会の諸問題の要因になっており、取り組むべき重要テーマであることは、本稿の冒頭に述べたとおりである。しかしながら、発達障害者支援に政策的に取り組めば取り組むほど、当然そのコストは増す。特に、未解明の障害であることから、効率的で有効な支援手法や支援モデルも確立されてはおらず、そのための研究や実験事業等も必要となる。しかし、この障害が様々な社会問題の要因となっている以上、支援は、多くの社会問題がもたらす弊害の減少や解消に資する。また、NPO法人「それいゆ」の江口理事長が直截な言葉で指摘したように、発達障害者支援は、「一人の発達障害者を、納税者にできるかどうか」ということでもある。発達障害者は、適切な支援を受けることができれば、本来持っている能力を社会の中で発揮する可能性も高い。この潜在的な可能性を引き出さないのは、社会の損失であるともいえる。支援は、発達障害者と社会の両方にとって有益な役割を果たす。

その発達障害者支援は、繰り返すように、早期発見・早期支援に最大限の努力が払われるべきものであることは論を俟たない⁽³⁴⁾。しかし、

34) ただし、依拠する支援理論によって、障害の発見に適しているとみなす時期は異なる。NPO法人「それいゆ」は、1歳半児及び3歳児検診、特に前者の段階での発見が極めて重要であるという見解である。佐賀県発達障害者支援センター「結」の西依センター長も同様の指摘をし、特に、自閉症及びアスペルガー症候群の症状は早期に出現し易いため早期発見が容易である、と指摘する。また、学習障害や注意欠陥多動性障害については、「確かに就学以降に教育現場で顕著に表出するが、本来、発見は早期であればあるほどよい。学齢期以降に発見されるケースは、すでに二次障害が生じていて、問題が解決困難になってしまっていることが多い」という。対照的に、福岡市立心身障がい福祉センター「あいあいセンター」の永吉リハビリテーション課長は、次のような見解を示した。「特に高機能自閉症とアスペルガー症候群とに関連の深い脳の前頭前野は、10～12歳の時期に発達する。そのため、この時期に検診を行うべきではないか」。

それは決して児童のみを支援するということではない。早期発見・早期支援に加えて、成人後をも含む全ライフステージへの継続的な支援が、等しく必要である。

また、早期発見・早期支援の機会なく成人した発達障害者たちは、より一層の困難や苦痛を抱えて助けを必要としている場合が多く、社会福祉の観点から、彼らへの支援は必須である。同時に、社会的実利性の観点からも、彼らへの支援を成人後に初めて開始したとしても、彼らが当事者となっている様々な社会問題の軽減に資することや、彼らの能力を社会的資源として活かす可能性を生むことに変わりはない。

福岡市の「あいあいセンター」が行っている成人発達障害者のための「社会生活力ハビリテーションプログラム」は、早期発見・早期支援の機会に恵まれなかった成人の、深刻な二次障害を含む様々な心のメカニズム（すなわち脳のメカニズム）をもきめ細かに考慮に入れて作られていることに特徴と意義とがある。まだ支援手法として確立されていないことから、今後の研究・開発が待たれる。また、佐賀県の「それいゆ」も、早期発見・早期支援を重視する立場をさて置いて、成人後に初めて診断を受けた発達障害者たちを支援している。同法人による成人を対象とした相談支援の利用者の多くが、成人後に初めて診断された人々であることは既述のとおりである。

そして、就労に代表される、成人発達障害者と社会の両方にとっての有益な状況を導くためには、場合によっては、専ら就労支援のみを行うことは必ずしも有効ではない。佐賀県や福岡市の支援にも見られるように、個々の成人発達障害者のニーズにきめ細かに対応した生活支

援や、彼らの心のありように丁寧に取り扱う心理面への支援を尽くすことも大切である。

おわりに

これまで述べてきたことから明らかなように、成人発達障害をめぐっては、その普及・啓発に始まり、診断する医師等の人材の育成、全国の各地域における支援体制の構築及び地域間格差の解消、就労支援のほか生活支援や心理的ケアをも含む幅広い支援への取り組み、効果的な支援手法に関する検証、さらにこれらを制度化するための新たな立法や法改正等、なされるべきことは山積している。発達障害に対する認識が次第に広まり、支援や取り組みが進みつつある中で、現在はまだ手薄い成人への支援に対しても、今後認識が深まり、取り組みが深化することを期待したい。

(やまもと まきこ)

付記：本稿は、平成20年12月に行った現地調査をもとに執筆しました。調査に際しては、NPO法人「それいゆ」江口寧子理事長及びスタッフの皆様、福岡市立心身障がい福祉センター「あいあいセンター」永吉美砂子リハビリテーション課長及びスタッフの皆様、佐賀県発達障害者支援センター「結」西依一彦センター長及びスタッフの皆様、佐賀県健康福祉本部障害福祉課の皆様から極めて丁寧なご説明やご案内を頂戴し、大変にお世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。また、本稿執筆の過程においても、様々なご教示やご指摘を賜りました。心より感謝いたします。